

○宮崎大学新キャンパス開設準備に伴う宮崎大学事務組織規程に定める事務組織及び事務分掌に関する臨時措置に関する規程

（令和5年11月27日
制 定）

（目的）

第1条 この規程は、令和7年4月に国立大学法人宮崎大学が設置する新キャンパスの開設準備等の事務を処理するための臨時的に設置する事務組織及びその事務分掌を定めることを目的とする。

（新キャンパス開設準備室）

第2条 企画総務部に宮崎大学事務組織規程（以下「組織規程」という。）第3条第2項に定めるもののほか、当分の間、新キャンパス開設準備室（以下「開設準備室」という）を置く。

- 2 開設準備室に、室長、次長及び必要な室員を置く。
- 3 前項の室長は、組織規程第9条に定める課長又は室長を、次長は同規程第11条又は第11条の2に定める次長又は専門員を、その他組織規程に定める事務職員をもって充てる。

（新キャンパス開設準備室の所掌事務等）

第3条 開設準備室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 新キャンパス開設準備に関する総括及び連絡調整に関すること
- (2) 新キャンパスWG並びにその下に置かれる各プロジェクトチームに関すること
- (3) 新キャンパス開設に伴う各種規程、細則及び利用マニュアル等の策定に関すること
- (4) 新キャンパス開設に伴う外部関係機関との渉外に関すること（他部、課等の所掌に関するものを除く。）
- (5) 新キャンパス開設後の管理運営体制の策定に関すること
- (6) その他、新キャンパス開設準備に関し、他部、課等の所掌に属しないもの

（現行規程等の準用等）

第4条 この規程に定めるもののほか、開設準備室の事務処理に伴う手続き等については、関係規程等によるものとする。

附 則

この規程は、令和5年11月30日から施行する。